

2005 年 12 月 1 日

東京都教育委員会 御中

化学物質過敏症の児童・生徒の教育に関する要望書

私共は化学物質過敏症（CS）の児童・生徒を持つ保護者と支援の団体です。現在、学校生活において子ども達は多くの困難に遭っております。化学物質過敏症（CS）の児童・生徒が無事に通学できるよう、又無事卒業できるようにご配慮をお願いいたしたく要望いたします。

1. 都内の CS 児童・生徒に関する人数・実態等を調査してください。
2. 「都立学校における室内化学物質対策の手引き」の周知・徹底をして下さい。
また、23 区、市町村に対しても「手引き」に沿った対応をするよう指導して下さい。
特に、ワックス、農薬散布、学校で行う工事については、CS の子どもが通えなくなる可能性が高いので指導をお願いします。
3. 「都立学校における室内化学物質対策の手引き」には、既に発症した児童・生徒への対応についての記述がありません。「手引き」中に追加するか、別に対応マニュアルを作成して下さい。
埼玉県「県立学校のシックスクール問題対応マニュアル」の中の、「化学物質に過敏に反応する児童生徒等への配慮」「シックスクール問題に関する Q & A」のような、詳しい対応マニュアルを作成して下さい。
4. 対応マニュアル作成に際しては、CS 児童・生徒の保護者の意見を聞いて下さい。
5. 教職員への CS についての研修を、定期的に行って周知・徹底させてください。
CS の症状には個人差が大きく、反応するものも症状も様々ですので、個々にきめ細かい配慮が必要です。そのため、周囲の理解が不可欠です。学校の職員、教諭、養護教諭に化学物質対策の啓発をお願い致します。
6. CS の子どもが通う学校については、学校内でも勉強会を新学年開始時に必ず行うようにして下さい。
また、症状が出たときの避難場所を確保し、手当ての仕方は全部の学校職員が把握しておくようにして下さい。
7. CS 児童・生徒について理解をするために、児童・生徒への教育、保護者への働きかけを進めてください。
CS 児童・生徒については周囲の理解が必要です。教職員だけでなく、同じ学校へ通う他の児童・生徒およびその保護者にも理解して頂く必要があります。
8. そのための方法の一つとして、CS に対する理解および注意事項等に関するパンフレッ

トを作成し、配布して下さい。

9. 校外学習については、宿泊先、コンサートホールなどにも配慮が必要な場合があるので、保護者や本人と十分に話し合ってください。

10. 過敏症専用の空気清浄機を購入し、CS児の在籍する学校には、必要に応じて貸し出して下さい。

11. 症状の重いCS児童・生徒について、先生の加配、自宅で学習できるように訪問支援をして下さい。また、通信制・インターネットを使った授業などを充実させてください。

12. CSの児童・生徒のいる学校同士の連絡会を作り、代替の授業や使用できる教材などの情報交換を行ってください。（教育庁が情報を集めても良いと思います）
教育庁が情報を収集し、CS児童・生徒のための相談窓口を設けてください。

13. 外壁工事についても、室内空気を測定して下さい
「手引」P47には、外壁のみの工事の場合は測定しなくてもいいと書かれています。
しかし、外壁工事でも明らかに室内環境に悪影響を及ぼしますので、測定をするようにして下さい。

14. 都立高校においては、CSの生徒が受けられない授業（プール・理科の実験・美術など薬品を使用するもの等）や学校工事等のために欠席した時の代替として、レポート提出・補習などで単位を補ってください。そのために卒業できないことのないようにお願いします。

15. CSの生徒が、どこの高校に入学しても学校生活を送れるようにして下さい。
CSの生徒には地下鉄やバスに乗れない、混んだ電車に乗れない、長時間の電車通学に耐えられない子どももいます。自宅近くの学校に通えるように学校環境を整えて下さい。

以上

化学物質過敏症の児童・生徒をもつ保護者有志
アレルギーを持つ人のひまわりの会
化学物質問題市民研究会 代表 藤原寿和

連絡先：化学物質問題市民研究会 事務局長 安間 節子
〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Z ビル 4 階 TEL/FAX 03-5836-4358
E-mail syasuma@tc4.so-net.ne.jp
<http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/>